

農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2394 号農林水産事務次官依命通知)新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>農産物等</u> 輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱</p> <p><u>(通則)</u></p> <p>第1 農林水産大臣は、<u>農産物等</u> 輸出拡大施設整備事業実施要綱(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2393 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)及び卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 16 条第 1 項に基づいて行う事業(以下「交付金事業」という。)に要する経費のうち交付金交付の対象として農林水産大臣が認める経費(以下「交付金対象経費」という。)について、予算の範囲内において、<u>都道府県又は実施要綱第 2 の 2 の (3) の事業を実施する者(以下「直接採択事業者」という。)</u>に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p><u>(交付の対象及び交付率)</u></p> <p>第2 (略)</p> <p>2 1 の規定にかかわらず、実施要綱第 3 の 2 ただし書の事業に要する経費については、農林水産省 <u>大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)又は農林水産省農産局長(以下「農産局長等」という。)</u>が別に定めるところによる。</p> <p><u>(申請手続)</u></p> <p>第3 <u>都道府県知事及び直接採択事業者(以下「都道府県知事等」という。)</u>は、交付金の交付を受けようとするときは、適正化法第 5 条、適正化法施行令第 3 条及び規則第 2 条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとし同様式を地方農政局長等(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。第 10 の 1 のただし書を除き、以下同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>2 1 の申請書を提出するに当たって、<u>交付事業を実施する都道府県知事は各事業実施主体の、直接採択事業を実施する直接採択事業者は自らの</u>当該交付金に係る消費税仕入控除税額(交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法</p>	<p style="text-align: center;"><u>農畜産物</u> 輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱</p> <p>第1 農林水産大臣は、<u>農畜産物</u> 輸出拡大施設整備事業実施要綱(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2393 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)及び卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 16 条第 1 項に基づいて行う事業(以下「交付金事業」という。)に要する経費のうち交付金交付の対象として農林水産大臣が認める経費(以下「交付金対象経費」という。)について、予算の範囲内において、<u>都道府県</u>に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>第2 (略)</p> <p>2 1 の規定にかかわらず、実施要綱第 3 の 2 ただし書の事業に要する経費については、農林水産省 <u>食料産業局長、農林水産省生産局長又は農林水産省政策統括官(以下「生産局長等」という。)</u>が別に定めるところによる。</p> <p>第3 <u>都道府県知事</u>は、交付金の交付を受けようとするときは、適正化法第 5 条、適正化法施行令第 3 条及び規則第 2 条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとし同様式を地方農政局長等(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。第 10 の 1 のただし書を除き、以下同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>都道府県知事は</u>、1 の申請書を提出するに当たって、<u>各事業実施主体について</u> 当該交付金に係る消費税仕入控除税額(交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除でき</p>

律第 108 号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない 場合は、この限りでない。

#### (交付申請書の提出期限)

第 4 (略)

#### (交付決定の通知)

第 5 地方農政局長等は、第 3 の 1 の規定による申請書の提出があったときは、審査の 上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事等 に交付金交付決定の通知を行うものとする。

2 第 3 の 1 の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

#### (申請の取下げ)

第 6 都道府県知事等 は、適正化法第 9 条第 1 項及び規則第 4 条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 起算して 15 日以内にその旨を記載した 取  
下書 を地方農政局長等に提出しなければならない。

#### (計画の変更、中止又は廃止の承認)

第 7 都道府県知事等 は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ 別記様式第 2 号により変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 8 に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 8 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 都道府県知事等は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、1 及び 2 の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

#### (軽微な変更)

第 8 (略)

#### (事業遅延の届出)

る部分の金額と当該金額に地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない 各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

第 4 (略)

第 5 地方農政局長等は、第 3 の 1 の規定による申請書の提出があったときは、審査の うえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事 に交付金交付決定の通知を行うものとする。

(新設)

第 6 都道府県知事 は、適正化法第 9 条第 1 項及び規則第 4 条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した 書面 を地方農政局長等に提出しなければならない。

第 7 都道府県知事 は、規則第 3 条第 1 号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとするときは、別記様式第 2 号により変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 地方農政局長等は、1 の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第 8 (略)

第9 都道府県知事等 は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、規則第3条第2号の規定に基づき、交付金事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (状況報告)

第10 適正化法第12条の規定に基づく交付金事業の遂行状況報告は、交付金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、地方農政局長等（北海道にあっては 農産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 地方農政局長等は、1に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等 に対して当該交付金事業の遂行状況報告を求めることができる。

#### (実績報告)

第11 都道府県知事等 は、交付金事業を完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（都道府県に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第4号による実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 都道府県知事等は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第5号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

3 第3の2ただし書により交付の申請をした 都道府県知事等 は、1の実績報告書を提出するに当たって第3の2ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第3の2ただし書により交付の申請をした 都道府県知事等 は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を 別記様式第6号 により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

#### (交付金の額の確定等)

第9 都道府県知事 は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、規則第3条第2号の規定に基づき、交付金事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

第10 適正化法第12条の規定に基づく交付金事業の遂行状況報告は、交付金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、地方農政局長等（北海道にあっては 生産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 地方農政局長等は、1に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事 に対して当該交付金事業の遂行状況報告を求めることができる。

第11 都道府県知事 は、交付金事業を完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（都道府県に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第4号による実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

#### (新設)

2 第3の2ただし書により交付の申請をした 都道府県知事 は、1の実績報告書を提出するに当たって第3の2ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第3の2ただし書により交付の申請をした 都道府県知事 は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を 別記様式第5号 により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

第 12 地方農政局長等は、第 11 の 1 の規定による報告を受けた場合には、実績 報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、都道府県知事等 に通知する。

2 地方農政局長等は、都道府県知事等 に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 (略)

#### (交付決定の取消等)

第 13 地方農政局長等は、第 7 の交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 5 の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県知事等 が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事等 が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事等 が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2・3 (略)

#### (財産の管理等)

第 14 都道府県知事等 は、交付金対象経費（交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 (略)

#### (財産の処分の制限)

第 15 1・2 (略)

3 都道府県知事等 は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 3の規定にかかわらず、交付金事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 3 の 1 の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 5 の 1 の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた

第 12 地方農政局長等は、第 11 の 1 の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、都道府県知事 に通知する。

2 地方農政局長等は、都道府県知事 に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 (略)

第 13 地方農政局長等は、第 9 の交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 5 の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 都道府県知事 が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事 が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事 が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(新設)

(新設)

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2・3 (略)

第 14 都道府県知事 は、交付金対象経費（交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 (略)

第 15 1・2 (略)

3 都道府県知事 は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(新設)

金額を納付すること。

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

5 3の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(交付金の経理)

第16 都道府県知事等は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事等は、1の収入及び支出について、規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して1の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 都道府県知事等は、取得財産等においては、2の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、2に規定する帳簿等に加え別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 1から3まで及び第17に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第17 都道府県知事は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする 別記様式第8号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第18 (略)

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2) 間接交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。)においては、都道府県知事の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付金事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。

(ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

4 第14の2の規定は、3の承認をする場合において準用する。

第16 都道府県知事は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、1の収入及び支出について、規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して1の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 都道府県知事は、取得財産等においては、2の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、2に規定する帳簿等に加え別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(新設)

第17 都道府県知事は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする 別記様式第7号による交付金調書を作成しておかなければならない。

第18 (略)

(1) 事業実施主体は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 事業実施主体は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) (2)による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

2 都道府県知事は、間接交付金事業者が間接交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3 都道府県知事は、1の(2)により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、1の(2)ただし書の場合にあっては、第5による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。

4 都道府県知事は、1の(3)により間接交付金事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。

5 1及び4の規定にかかわらず、4の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、1及び4の規定は当該取得財産等については適用しない。

6 都道府県知事は、間接交付金事業に関して、間接交付金事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(契約等)

第19 直接採択事業者は、直接採択事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。

2 直接採択事業者は、直接採択事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、直接採択事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 直接採択事業者は、2の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

別表（第2、第8関係）

区分	経費	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
農業・食品産業強化対策整備交付金				
<u>農産物等</u> 輸出拡大施設整備事業				
1 <u>農産物</u> の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備	1 事業費 (1) <u>農産物</u> の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	(略)		1・2 (略) <u>3 経費の欄に掲げる1の(3)の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</u> <u>4 経費の欄に掲げる1の(3)の事業費又は国庫補助金の30%を超える減</u>
2 <u>農産物等</u> の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備				
<u>(1)都道府県事業</u>	(2) <u>農産物等</u> の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備 実施要綱及び卸売市場法第16条第1項に基づいて行う事業に要する経費	(略)	(略)	
<u>(2)直接採択事業</u>	(3) <u>農産物等</u> の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 (略)	<u>事業費の1/3以内</u>  (略)		

別表（第2、第8関係）

区分	経費	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
農業・食品産業強化対策整備交付金				
<u>農畜産物</u> 輸出拡大施設整備事業				
1 <u>農畜産物</u> の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備	1 事業費 (1) <u>農畜産物</u> の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	(略)		1・2 (略) <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>
2 <u>農畜産物</u> の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備				
<u>(新設)</u>	(2) <u>農畜産物</u> の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備 実施要綱及び卸売市場法第16条第1項に基づいて行う事業に要する経費	(略)	(略)	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		
	(略)	(略)		

別記様式第1号 (第3関係)

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
(農産物等輸出拡大施設整備事業) 交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に  
あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〔国直接採択事業にあつては以下の項目を記載する。〕  
所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農産物等 輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第3の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

I (略)

II 事業の内容及び計画 (又は実績)

- 1 農業・食品産業強化対策整備交付金の対象となる事業の内容等  
(1) 事業費

別記様式第1号 (第3関係)

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
(農畜産物輸出拡大施設整備事業) 交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に  
あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農畜産物 輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第3の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画 (又は実績)

1 整備事業

(1) 農業・食品産業強化対策整備交付金—————様式A

様式A

I (略)

II 事業の内容及び計画 (又は実績)

- 1 農業・食品産業強化対策整備交付金の対象となる事業の内容等  
(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	事 業 費	負 担 区 分				備 考
			交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	そ の 他	
	農産物の輸出拡大に向けた共同利用施設の整備	円	円	円	円	円	
農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備	法律補助						
	予算補助						
合 計	事 業 費						
	附帯事務費						
	計						

- (注) 1 (略)  
 2 「農産物等」の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備のうち「法律補助」欄には、中央卸売市場施設整備の取組について記入し、「予算補助」欄には、法律補助以外のメニューについて記入する。  
 3 (略)

別紙 (略)

(2) 附帯事務費

事 業 内 容	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	
	円	円	円	円	
合 計					

- (注) 1 「事業内容」欄は、農産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。  
 2 (略)

Ⅲ～Ⅵ (略)

区 分	事 業 概 要	事 業 費	負 担 区 分				備 考
			交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	そ の 他	
	農畜産物の輸出拡大に向けた共同利用施設の整備	円	円	円	円	円	
農畜産物の輸出拡大に向けた卸売市場施設の整備	法律補助						
	予算補助						
合 計	事 業 費						
	附帯事務費						
	計						

- (注) 1 (略)  
 2 「農畜産物」の輸出拡大に向けた卸売市場施設の整備のうち「法律補助」欄には、中央卸売市場施設整備の取組について記入し、「予算補助」欄には、法律補助以外のメニューについて記入する。  
 3 (略)

別紙 (略)

(2) 附帯事務費

事 業 内 容	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	
	円	円	円	円	
合 計					

- (注) 1 「事業内容」欄は、生産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。  
 2 (略)

Ⅲ～Ⅵ (略)

別記様式第2号（第7関係）

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
(農産物等 輸出拡大施設整備事業) 変更承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に  
あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〔国直接採択事業にあつては以下の項目を記載する。〕  
所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり変更したいので、農産物等 輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第7の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- (注) 1 (略)
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「農産物等 輸出拡大施設整備事業変更承認申請書」を「農産物等 輸出拡大施設整備事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「農産物等 輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第7の規定に基づき申請する」を「農産物等 輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する」に書き換えること。
- 3 (略)

別記様式第2号（第7関係）

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
(農畜産物 輸出拡大施設整備事業) 変更承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に  
あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり変更したいので、農畜産物 輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第7の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- (注) 1 (略)
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「農畜産物 輸出拡大施設整備事業変更承認申請書」を「農畜産物 輸出拡大施設整備事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「農畜産物 輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第7の規定に基づき申請する」を「農畜産物 輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する」に書き換えること。
- 3 (略)

別記様式第3号（第10関係）

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
（農産物等輸出拡大施設整備事業）遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に  
あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〔国直接採択事業にあつては以下の項目を記載する。  
所在地  
団体名  
代表者氏名〕

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金  
交付要綱第10の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

（略）

別記様式第3号（第10関係）

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
（農畜産物輸出拡大施設整備事業）遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に  
あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金  
交付要綱第10の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

（略）

別記様式第4号（第11関係）

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
（農産物等輸出拡大施設整備事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県に  
あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〔国直接採択事業にあっては以下の項目を記載する。〕

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第11の規定に基づき、その実績を報告する。  
なお、併せて精算額として農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

(注) 1・2 (略)

別記様式第4号（第11関係）

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
（農畜産物輸出拡大施設整備事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県に  
あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第11の規定に基づき、その実績を報告する。  
なお、併せて精算額として農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

(注) 1・2 (略)

別記様式第5号（第11関係）

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
（農産物等輸出拡大施設整備事業）年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県に  
あっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〔国直接採択事業にあっては以下の項目を記載する。  
所在地  
団体名  
代表者氏名〕

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第11の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	事業費 (A)	補助金額	(A)のうち 年度内支払済額	概算払 受入済額	事業費	補助金額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

(注)

- 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする。

(新設)

3 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第6号（第11関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県に  
あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〔国直接採択事業にあっては以下の項目を記載する。  
所在地  
団体名  
代表者氏名〕

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
〔農産物等輸出拡大施設整備事業〕の消費税仕入控除税額報告書

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた「農産物等輸出拡大施設整備事業」について、「農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第11の4」の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の交付金の額の確定額  
（令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） 金 円

2・3 （略）

4 交付金返還相当額（3-2） 金 円

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項（昭和63年法律第108号。以下同じ。）に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5 （略）

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することが

別記様式第5号（第11関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県に  
あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
〔農畜産物輸出拡大施設整備事業〕の消費税仕入控除税額報告書

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた「農畜産物輸出拡大施設整備事業」について、「農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱11の3」の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法 第15条の交付金の額の確定額  
（令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） 金 円

2・3 （略）

4 交付金返還相当額（3-2） 金 円

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5 （略）

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

できる資料

別記様式第7号 (第16関係)

(略)

別記様式第6号 (第16関係)

(略)

別記様式第8号 (第17関係)

令和〇〇年度  
農林水産省所管

交 付 金 調 書													備 考
国			地 方 公 共 団 体 名										
交付金 事業名	交付決 定の額	補助率	歳 入			歳 出				うち交 付金相 当額	翌年度 繰越額	うち交 付金相 当額	
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち交付 相当額	支出 済額				
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
農産物等 輸出拡大 施設整備 事業													
事業費													
附帯 事務費													
その他													

記載要領  
1～5 (略)

別記様式第7号 (第17関係)

令和〇〇年度  
農林水産省所管

交 付 金 調 書													備 考
国			地 方 公 共 団 体 名										
交付金 事業名	交付決 定の額	補助率	歳 入			歳 出				うち交 付金相 当額	翌年度 繰越額	うち交 付金相 当額	
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち交付 相当額	支出 済額				
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
農畜産物 輸出拡大 施設整備 事業													
事業費													
附帯 事務費													
その他													

記載要領  
1～5 (略)

別記様式第9号（第19関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔直接採択事業者〕 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約に係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。  
また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。  
2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局、筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。  
3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。  
ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(新設)

附 則

この改正は、令和3年12月24日から施行する。